

あなたの
『働きたい』を
応援します

就労を目指すための オフィス型訓練事業所

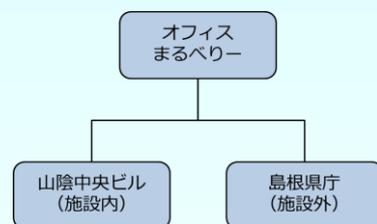
オフィスまるベリー

●オフィスまるベリーとは

「まるベリー松江」の就労訓練として、「パソコン訓練・事務作業・プログラム」をおこなう部署です。山陰中央ビル（施設内）と島根県庁（施設外）とを一体的に運営しています。

●まるベリー松江とは

障害者総合支援法に基づく「就労移行支援事業」の提供施設です。
利用期間は原則 2 年間です。



対象者

18 歳から 65 歳までの精神障害、発達障害をお持ちの方で、企業等での雇用就労を希望される方が対象です。

定員

9 名

訓練場所

山陰中央ビル 4 階 405（松江市殿町 383 番地）
島根県庁第二分庁舎 1 階（松江市殿町 2 番地）

開所日時

月曜～金曜日 ※土日・祝日、お盆・年末年始休み
9：30～16：00（島根県庁は 9：00～16：00）

利用時間

訓練時間は、午前・午後・1 日の中から選択できます。
通所日数は、週 3 日以上の利用となります。

訓練内容

- パソコン訓練 【パソコン基本操作、ワード・エクセル基本操作】
- 事務作業：山陰中央ビル（施設内）【発注書・納品書・請求書入力、ピッキングなど】
- 事務作業：島根県庁（施設外）【封入作業や、郵便物の仕分け、パソコン入力など】
- プログラム 【ビジネスマナーの習得、コミュニケーションの向上、教養講習、就活力向上など】
- 企業実習 【リアルな就労場の経験、実際の職場を想定するため、企業で実習をおこないます】

訓練手当等

訓練手当の支給はありません。（島根県庁：施設外のみ支給あります）

その他

- 利用料がかかりますが、利用される方の所得に応じて減免制度があります。
- 服装は、オフィスカジュアルです。島根県庁のみスーツ着用です。
- 通所方法は、公共交通機関、自転車などをご利用ください。（送迎はおこなっていません）



社会福祉法人桑友 就労移行支援事業所 まるベリー松江

オフィスまるベリー

山陰中央ビル 4 階 405（〒690-0887 松江市殿町 383 番地）

TEL (0852) 60-1858 FAX (0852) 60-1835

担当者：豊田

桑友ホームページ URL：<http://www.soyu.or.jp/>



サービス紹介

① 就職準備

【オフィスまるベリーで就労訓練をしながら生活のリズムを整え、仕事をしていく上で必要なことを学びます】

【個々に合わせて、パソコン訓練や事務作業（山陰中央ビル・島根県庁）、プログラムを柔軟に組み合わせます】



② 企業実習

【企業での実習を経験しながら、自分に合う職種や働き方を見つけられるように、いろいろチャレンジします】

③ 就職活動

【就職活動をおこないます。書類添削や面接、合同面接会への参加など、サポートを受けながら活動します】

④ 就職後 職場定着支援

【就職した職場で、企業や関係機関のスタッフと連携しながら、働きやすい環境を一緒に築いていきます】

利用の流れ

① 見学申し込み

関係機関の方とご相談の上、お電話でご連絡ください。1～2 週間の間で調整いたします。

② 事業所見学（1 時間程度）

当事業所の概要や訓練の様子をご説明、ご見学していただきます。

月～金（土日祝休み）10：00～15：00 まで

ご見学にはご持参いただくものは特にございません。

③ 体験利用

週 3 日間（半日 or 1 日）オフィス業務を利用していただきます。

● 利用したい方

手続きに進みます。まるベリー松江を利用したい旨をお伝えください。

● ご利用の手続き

お住いの市町村で手続きを行います。

※詳細は各市町村にご相談、ご確認ください。

④ ご利用開始